

## 地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会の業務

## 1 評価委員会の業務

## (1) 法人の業務実績に関する評価

|   | 業務内容  |               | 地方独立行政<br>法人法の根拠                       |
|---|---|---------------|--|
| ① | 各事業年度に係る業務の実績に関する評価                         | 毎年度           | 第 28 条                                 |
| ② | 法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告                | 毎年度           | 第 28 条第 3 項                            |
| ③ | 法人に対する評価結果の通知に係る事項・勧告内容を市長に報告し、公表           | 毎年度           | 第 28 条第 4 項                            |
| ④ | 中期目標期間における業務の実績に関する評価                       | 中期目標期<br>間終了時 | 第 30 条                                 |
| ⑤ | 法人に対する中期目標期間における評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告      | 中期目標期<br>間終了後 | 第 30 条第 3 項に<br>おいて準用する<br>第 28 条第 3 項 |
| ⑥ | 法人に対する中期目標期間における評価結果の通知に係る事項・勧告内容を市長に報告し、公表 | 中期目標期<br>間終了後 | 第 30 条第 3 項に<br>おいて準用する<br>第 28 条第 4 項 |

## (2) 市長が認可・承認等をする際の事前の意見聴取に対する意見提示

|   | 業務内容   |               | 地方独立行政<br>法人法の根拠 |
|---|--|---------------|------------------|
| ① | 法人が作成した業務方法書を認可する際の意見                            | 設立・変更時        | 第 22 条第 3 項      |
| ② | 市長が中期目標を定め、又は変更する際の意見                            | 設立・変更時        | 第 25 条第 3 項      |
| ③ | 法人が作成した中期計画を認可する際の意見                             | 設立・変更時        | 第 26 条第 3 項      |
| ④ | 市長が、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方など業務全般にわたる検討を行う際の意見     | 中期目標期<br>間終了後 | 第 31 条第 2 項      |
| ⑤ | 財務諸表を承認する際の意見                                    | 毎年度           | 第 34 条第 3 項      |
| ⑥ | 毎事業年度の残余の額を、翌事業年度の用途に充てることを承認する際の意見              | 必要時           | 第 40 条第 3、5 項    |
| ⑦ | 中期目標期間最後の事業年度にかかる積立金を、次期中期目標期間の財源に充てることを承認する際の意見 | 必要時           | 第 40 条第 4、5 項    |
| ⑧ | 法人が短期借入金の限度額を超えて短期借入をすることを認可する際の意見               | 必要時           | 第 41 条第 4 項      |
| ⑨ | 法人が短期借入金を当該事業年度内で償還できないとき、借り換えることを承認する際の意見       | 必要時           | 第 41 条第 4 項      |
| ⑩ | 法人が重要な財産を処分することを認可する際の意見                         | 必要時           | 第 44 条第 2 項      |

(3) 市長への意見の申出

|   | 業務内容                             |      | 地方独立行政<br>法人法の根拠      |
|---|----------------------------------|------|-----------------------|
| ① | 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に関する意見の申出 | 設立時等 | 第56条1項において準用する第49条第2項 |

2 平成26年度の評価委員会開催スケジュール

|     | 時期    | 内容                                  |
|-----|-------|-------------------------------------|
| 第1回 | 11/27 | 業務評価の基本方針(案)について<br>年度評価実施要領(案)について |
| 第2回 | 2/12  | 財務諸表の確認方針(案)について等                   |
| 第3回 | 予備日   |                                     |